

(1) 総合口座取引規定

改定後	改定前
<p>4-2. (自動機での預金の解約)</p> <p>自動機によって定期預金を解約するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、解約対象となる預金の通帳および、入金口座となるカードを自動機に挿入し、届出の暗証他所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>ただし、解約対象となる定期預金の元金が100万円を超える場合は取扱できません。また、元金の一部を解約することはできません。</p>	<p>(新設)</p>

(2) 定期預金共通規定 (通帳式)

改定後	改定前
<p>2-2 (自動機での預金の解約)</p> <p>自動機によってこの預金を解約するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、解約対象となる預金の通帳および、入金口座となるカードを自動機に挿入し、届出の暗証他所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>ただし、解約対象となる定期預金の元金が100万円を超える場合は取扱できません。また、元金の一部を解約することはできません。</p>	<p>(新設)</p>
<p>8. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。<u>ただし、第2条の2に定める方法による場合は除きます。</u></p>	<p>8. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。</p>

(3) 積立定期預金規定

改定後	改定前
<p>7の2. (自動機での預金の解約)</p> <p>自動機によってこの預金を解約するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、解約対象となる預金の通帳および、入金口座となるカードを自動機に挿入し、届出の暗証他所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>ただし、解約対象となる定期預金の元金が100万円を超える場合は取扱できません。また、元金の一部を解約することはできません。</p>	<p>(新設)</p>
<p>13. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。</p> <p><u>ただし、第7条の2に定める方法による場合は除きます。</u></p>	<p>13. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。</p>